

# 「探究しよう」を用いた主体的学習

## ——試案「ニュルンベルク国際軍事裁判では何が裁かれたのだろうか」

仮屋園 巖

### 新科目「世界史探究」

新教育課程「世界史探究」と旧課程「世界史B」との相違点として、「諸地域の歴史的特質への問い」「諸地域の交流・再編への問い」「諸地域の結合・変容への問い」などの項目が追加されていることがあげられるだろう。これは、資料を読み取ったり、複数の資料を比較・関連付けたりして、諸地域の歴史的特質に興味や関心、疑問をもち、追究する学習活動のことである。今回の学習指導要領改訂の主旨に従い、生徒自身の主体的な学習が求められている。

### 授業のテーマ

試案として『高校世界史』（世探705）の「探究しよう」から、「ニュルンベルク国際軍事裁判では何が裁かれたのだろうか」（p.245）をとりあげ、主体的な学習に取り組む前提となる情報を教員が説明し、グループで資料読み取り作業を進める授業を考えてみたい。勤務校では、4人程度のグループワークを取り入れる教科・科目が多く、生徒たちはこうした「問題について討論し、まとめた内容を発表する」授業に慣れている。

ニュルンベルク国際軍事裁判は、ナチス＝ドイツ指導者の戦争犯罪追及を目的としたが、一方的な「勝者の裁き」といった批判も少なくない。この裁判は何を裁こうとしたのか、そしてどこに問題があったのかを考え、「戦争と戦争犯罪」について生徒が主体的に学ぶ契機とすることを目標とした。

### 授業の組み立て

第17章「第二次世界大戦と新しい国際秩序の形成」第3節「新しい国際秩序の形成」の学習後に実施する。以下、教員による説明と解答例を破線囲み、資料を実線囲み、教科書中の問いを網かけで示す。

#### ①教員による説明「戦争犯罪とは何か」

「一人殺せば悪党で、百万人だと英雄だ。数が殺人を正当化する」、1947年の映画『殺人狂時代』で、チャップリン演じる殺人犯が、死刑判決のシーンで叫んだ有名なセリフである。どこへ行こうと殺人は重罪であるが、戦争時には、兵士の殺人行為は問われない。殺人と戦争の境界は時代とともに変化してきた。

ヨーロッパを例にとれば、中世ではキリスト教神学が基本となり、宗教的に正しい理由や正しい原因にもとづく場合に戦争は認められるとする「正戦論」が唱えられた。「国際法の父」とされるグロティウスの理論は、正戦論から宗教的な要素を取り除き、自己防衛・悪しき行為に対する処罰などを正当な戦争の原因と規定した。しかし、ヨーロッパに主権国家体制が形成されると、新しい考え方が生まれた。国家間に対立が生じた時、当然どの国も自国の正義を主張する。そして中立の立場にたつて公平な裁定がなされることは期待できないから、裁判のかわりに問題を解決する手段が戦争であり、勝った側が正義とされた。つまり、戦争に訴えることは国家の権利であり、国際法で制約することはできないとする考え方が主流となった。その結果、

戦争の存在を前提として、開戦の方法や中立国の権利や義務を定める戦時国際法が発達することとなった。

20世紀初頭には、戦争について一定の規制が試みられるようになったが、戦争についての考え方を大きく転換させたのは第一次世界大戦だった。第一次世界大戦終了後、連合国は戦争犯罪人の処罰を求めた。裁判はドイツ自身の手でおこなわれ、被告は総じて無罪か微罪に問われただけだったが、戦争犯罪が認識された点に注目したい。そして、1928年の不戦条約により、国際紛争解決の手段として、戦争、武力による威嚇は違法となった。第二次世界大戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判、極東軍事裁判でドイツや日本の指導者が裁かれる根拠はここに求められる。

## ②グループでの討論

### 〈1〉提示されるQ1～Q3への取り組み

#### 探究しよう「ニュルンベルク国際軍事裁判では何が裁かれたのだろうか」

第二次世界大戦後、連合国は戦争犯罪を処罰することを基本方針とした。

この時、それまで想定されていなかった侵略戦争の計画・開始も処罰の対象となった。そして、戦争に敗北した国の指導者層がはじめて国際法と国際軍事法廷で裁かれることになった。しかし、この裁判については、処罰の根拠や公平性に欠け、①報復的な「勝者の裁き」であるという批判もある。また、②戦後のドイツ連邦共和国基本法は「ある行為は、その行為がなされる前に、処罰することが法律で定められている場合のみ、これを処罰することができる」としていることも、そうした批判の根拠となっている。

#### 資料1

国際軍事裁判所憲章(1945年8月8日)

第6条 (中略) 次の諸行為、またはそれらのうちひとつは裁判所の管轄に属する犯罪行為であり、それに対しては個人責任が発生する。

(a) 平和に対する罪。すなわち、侵略戦争、または国際条約、協定もしくは約定に違背する戦争の計画、準備、開始、もしくは遂行、またはこれらのいかなるものの遂行のための共通の計画もしくは共同謀議への参加、

(b) 戦争犯罪。すなわち、戦争の法規または慣例の違反。この違反には、占領地に所属する、もしくは占領地内にいる民間人の殺害、虐待、または奴隷労働もしくはその他の目的のための強制連行、戦争捕虜もしくは海上における人民の殺害もしくは虐待、人質の殺害、公私の財産の掠奪、都市町村の恣意的破壊、または軍事的必要によって正当化されない荒廃化が含まれるが、これに限定されない、

(c) 人道に対する罪。すなわち、犯行地の国内法に違反すると否とを問わず、本裁判所の管轄に属する罪の遂行として、あるいはそれに関連して、戦前もしくは戦時中に行われた、すべての民間人に対する殺人、絶滅、奴隷化、強制連行及びその他の非人道的行為、または政治的、人種的、ないし宗教的理由にもとづく迫害行為。

上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画もしくは共同謀議の形成もしくは実行に参加する指導者、組織者、教唆者、遂行者はこの計画の遂行のためいずれのものによってなされた行為についても責任を負う。

(歴史学研究会編『世界史史料11』)

Q1 ニュルンベルク国際軍事裁判では、資料1の下線部(a)平和に対する罪、(b)戦争犯罪、(c)人道に対する罪が裁かれた。(a)～(c)の内容を簡単に整理してみよう。

こちらが準備する解答は以下の通りだが、100字程度と字数を示すと答えやすい。

(a) 平和に対する罪: 侵略戦争の準備もしくは開

始にかかわる罪。

(b)戦争犯罪:占領地域の民間人に対する殺人、虐待、追放などの罪。

(c)人道に対する罪:あらゆる民間人への政治的、人種的、宗教的迫害を含む罪。

**Q2** 資料1に示される3つの罪のうち、従来の国際法に規定されていたのは(b)だけであり、(a)(c)は、それまでの国際法には存在しない概念であった。連合国は、なぜ従来の国際法に規定されていなかった2つの罪を裁くことを求めたのだろうか。下線部①を参考にして考えてみよう。

批判をうけつつも、連合国が新たな戦争犯罪を裁こうとしたのはなぜか。第二次世界大戦でナチ体制がおこした虐殺などに注目させ、意見交換を進めさせたい。準備する解答は以下の通りだが、この問題も100字程度と字数を示し、自分の言葉で表現させたい。

これまでの戦争とは比較にならない、膨大な犠牲者を出したナチ体制を断罪するため。これまでの法律だけでは、ナチ体制の不法を包括的に裁くことが難しく、遡及効(ある法律要件が、要件事実の発生以前にさかのぼって効果(効力)をもつこと)をもつ新しい刑法規定が必要であると判断したから。

**Q3** 従来の国際法に存在しなかった概念で戦争犯罪を裁くことに対し、ドイツ側は強く反発した。ドイツ側はなぜ反発したのだろうか。下線部②を参考に考えてみよう。

意見を交換するなかで、ドイツが反発した理由として、「罪が法によって裁かれるのであれば、法が存在しない時の行為は罪にならない」という解答はすぐに出てくると思われる。準備する解答は以下の通りだが、やはり200字程度と字数を示し、自分の言葉で表現させたい。

これは、「法律なくして犯罪なし、法律なくして刑罰なし」という遡及効禁止(法領域では、遡及効を認めることは法的安定性を害するところから、遡及効は原則として認められない)の一般原則をおかしているのではないか、という主張につながっている。

## (2)提示されるQ4への取り組み

**Q4**については、教科書だけでは討論の材料が不足するので、補足説明と追加資料を準備し、説明+グループでの討論というかたちで進めたい。

**Q4** この裁判で、ゲーリング元航空相、リッペンロップ元外相など12名が死刑判決を受けた。一方、ヒトラーの自殺後に大統領となり、連合国に降伏した海軍元帥デーニッツは、死刑の求刑に対して懲役10年の判決であった。彼の罪状は、彼が戦争中に潜水艦隊に対して出した指令が、沈没船の乗員・乗客の殺害命令にあたるというものであった。しかし、彼の弁護人はアメリカ海軍の太平洋艦隊司令長官ニミッツ提督の証言を得ることで、彼の罪を軽減させることに成功したのである。デーニッツと彼の弁護人はどのような意図で、ニミッツのどのような証言を得ようと考えたのだろうか。

このQに対し、「ニミッツ提督から、アメリカ連合艦隊も同様の行動をとったという証言を引き出し、「連合国も悪い」という論を展開したのではないか」と推測はできるだろう。

## ③教員による説明「デーニッツの弁護人が問題としたもの」

この問題に関連して、1930年のロンドン会議では、海軍軍縮条約だけではなく、「潜水艦と毒ガスに関する条約」も結ばれている。デーニッツについての裁判が問題としたのは、このロンドン海軍条約についてであった。

検察側は、デーニッツが発した「沈没船乗員救助のために浮上することをUボート司令に禁ず

る」命令を、「デーニッツは沈没した商船の船員を殺せ」と命令したと解釈し、それを立証しようとした。

これに対し、デーニッツの弁護人クランツビューラーは、様々な方面から反論している。

追加資料1を読んで、クランツビューラーの意図を考えてみよう。

#### ④グループでの討論

##### 追加資料1への取り組み

###### 追加資料1

・デーニッツ:戦争開始とともにすぐ、われわれは次のような経験をしました。すべての商船は停船の際、無電発信をやっただけでなく、水平線にUボートが見えると、直ちに無電を発するのです。つまりすべての商船が、軍部の情報機関に組み込まれていたことは実に明白だったのです。さらにわれわれは、戦争勃発後数日して、実際に次の経験をしました。それは商船が武装していて、武器を使うということでした。

(中略)

・クランツビューラー:武装商船を撃てという命令、そしてのちには、あらゆる敵商船を攻撃せよという命令によって海上戦がこんなに激化したのでしょうか、この激化の原因は海戦指導部の自由裁量にあったのですか？あるいはこれは必要な発展でしょうか？

・デーニッツ:この発展は……全く必然的でした。商船が武装し、その武器を使用し、無電を発信し、それによって直ちに防衛部隊を呼び寄せるということになれば、Uボートは必然的に潜水せざるをえなくなります。無警告攻撃のためであります。同じ必然的発展は、われわれの監視していた海域ではイギリスUボートの場合にも起こりましたし、おなじことがアメリカ、ソヴィエトUボートにもびったり当てはまります。

(ウエルナー＝マーザー『ニュルンベルク裁判

——ナチス戦犯はいかにして裁かれたか』)

クランツビューラーが「イギリスの商船が実際には戦闘艦として行動しており、ドイツの潜水艦の商船攻撃は、戦闘艦に対する攻撃であった」ことを証明しようとしたことを読み取りたい。しかし、弁護はこれだけでは成功しない。

#### ⑤教員による説明「デーニッツの弁護人の手法」

さらに、クランツビューラーは、太平洋アメリカ海軍司令長官ニミッツ大将から「対日戦争の最初から、アメリカ潜水艦は、もし艦長が自分の潜水艦やそのほか自らの作戦が危険にさらされるに違いないと判断した場合には、警告や沈没船救出作業を断念した」という証言を引き出すことに成功した。これによって、アメリカの潜水艦が1930年のロンドン海軍条約を破り、国際法に違反した作戦を遂行したことが明らかになった。つまり、「ドイツUボートがイギリス商船に対して行った作戦」と同様の作戦を、アメリカ合衆国海軍も展開していたことを証明できたのである。

しかし、これでデーニッツの裁判が決着したわけではなかった。ニュルンベルク裁判では、「連合国も同じ行為をした」からといって、ドイツの犯した違法行為が不問に付されるということではなかった。このことは、ニュルンベルク裁判は、敗戦国と同様の行動をとった戦勝国が、一方的に敗戦国と裁いた不公平な裁判と批判される部分である。

ではデーニッツの弁護人は、どのような方法でデーニッツの行動を弁護しようとしたのだろうか。追加資料2を参考に考えてみよう。

#### ⑥グループでの討論

##### 追加資料2への取り組み

###### 追加資料2

「私は決して、アメリカ海軍本部が対日潜水艦戦で国際法を破ったことを証明したくもないし、

主張したくもありません。逆に私は、アメリカの行動はまったく現行国際法の枠外に出なかったのだという見解をとるものであります。そしてアメリカの対日海戦においてまったく同じ問題だったことが、ドイツの対英海戦であります。(中略)私はニミッツ大将を尋問することによって明らかにしたいのですが、アメリカ海軍本部は、ロンドン協定の実際の解釈において、まったくドイツ海軍本部と同じ行動をとったのです。それで私はこれを、ドイツ海軍指導部が合法的であったという証拠材料とみなしたいのであります。』

(『ニュルンベルク裁判——ナチス戦犯はいかにして裁かれたか』)

この資料から読み取れるのは、連合国は、アメリカの行動がロンドン条約に反するものでないと判断し、ドイツも国際法を犯しているものでないという主張である。この主張はどのように受け止められたのだろうか。

### ⑦教員による説明「デーニッツの弁護は成功したのか」

クランツビューラーの発言は大きな効果をあげた。アメリカの裁判官は、アメリカの威信失墜を防ぐために、「この事実に基づいて、法廷は武装せるイギリス商船に対するドイツ潜水艦作戦指導の責任は、デーニッツには無いと声明する」として、クランツビューラーを支援することとなった。クランツビューラーの弁護は成果をあげたのである。

### 授業後に

戦争と戦争犯罪について考えさせるために、デーニッツの裁判を取り上げた。この裁判について様々な批判がある理由、戦争犯罪を裁くことの意味と難しさを理解させたい。そして、1993年の旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所や、2002年に常

設となった国際刑事裁判所(ICC)などにも関心をもち、課題を設定して追究してもらいたい。また、ヨーロッパ中世以降の戦争に対する認識の変遷を説明したが、東アジアやイスラーム世界では戦争がどのようにとらえられてきたのかも追究して欲しいと思う。

なお、この授業展開案は史資料の読み取りを中心としているが、世界史では、生徒が一次史料を読むことは非常に困難である。授業で利用できる史資料をどのように準備し、活用するかが課題だと感じている。

### 参考文献

ウェルナー＝マーザー(西義之訳)『ニュルンベルク裁判——ナチス戦犯はいかにして裁かれたか』(TBSブリタニカ、1979年)  
内海愛子・高橋哲哉責任編集『戦犯裁判と性暴力』(緑風出版、2000年)

大森正仁編著『よくわかる国際法』(ミネルヴァ書房、2008年)

栗原優『現代世界の戦争と平和』(ミネルヴァ書房、2007年)

長谷部恭男『戦争と法』(文芸春秋、2020年)

吹浦忠正『「平和」の歴史——人類はどう築き、どう壊してきたか』(光文社新書、光文社、2004年)

メアリー＝カルドー(山本武彦・渡部正樹訳)『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』(岩波書店、2003年)

油井大三郎他『岩波講座 世界歴史25 戦争と平和——未来へのメッセージ』(岩波書店、1997年)

(かりやその・いわお/東京都立国立高等学校教諭)